

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 裁判所法の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 3 日 号外 255 号 9 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 3 日 法律第 64 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	平成 22 年 12 月 3 日
【法令のあらまし】	平成23年10月31日までの暫定的な期間において司法修習生に対し給与を支給し、司法修習生が修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止する。(附則第4項関係)
【改正される法令】	裁判所法 (昭和 22 年法律第 59 号)